

総務常任委員長報告

委員長 田中弘子

総務常任委員会に付託されました案件の主なものについて報告します。

議案第78号「令和元年度阿蘇市一般会計補正予算について」

財政課所管分

委員より、「車帰区の風車及び変電施設用地、風力発電事業用地の貸付に当たって、風車が景観を阻害していると考え、熊本県から共同企業体への運営権譲渡の際には、撤去の検討はなされなかったのか。」との質疑があり、**財政課長**から、「熊本県が持つていた再生可能エネルギー固定価格買い取り制度20年の残り期間である令和7年度末までを、民間に譲渡するものであり、この7年を経過した後、1年以内

に施設を撤去するとの覚書が締結されています。」との答弁があり、また、別の委員より、「運営譲渡した7年間は、世界文化遺産登録のスケジュールも加味したのか。」との質疑があり、**課長**から、「県企業局が公募を行う際に文化庁にも照会し、撤去期限の確約があれば景観阻害要因はならないとの回答をいただいています。」との答弁がありました。

また、別の委員より、「地方バス運行等特別対策補助金の内容は。」との質疑があり、**企画係長**から、「県内の路線バス運行に係る人件費や物件費等の必要経費から運行収入を差し引いた赤字部分に対し、各自治体が補て

不足の対策として行った人件費の増加が、主な要因となっています。阿蘇市管内については運賃を抑えていることもあり、利用料金で人件費の赤字を補うのは難しい状況になっています。今後、利用改善を図っていくと同時に、産交バスへ経営努力を促していく必要もあるかと思いますが、人件費の上昇は続いていくように思われます。」との答弁がありました。

総務課所管分

委員より、「光ネットワーク維持業務委託料（無電柱化事業分）について、水道管や下水道管等、今後進めようとする埋設計画も事前に把握したうえで調整が必要と思われる。」との意見があり、

関連して、別の委員より、「産交バスの赤字が増加した要因について、詳細な説明を。」との質疑があり、**係長**から、「ドライバーのなり手

がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

総務課所管分

議案第102号「公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市光ネットワーク施設）」

委員より、当該センター施設には、最も重要なサーバーが設置されているが、管理者が常駐する場所から離れており、砂防堰堤の真下に位置し、機器類が嫌う

湿気が多い場所である。多大な予算が必要かと思うが、移設を検討する余地はあるか。」との質疑があり、**総務課長**から、「国の補助事業により建設されており、補助金等適正化法との関連もありますが、機会をみて検討する必要があると考えています。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が、総務常任委員会に付託されました案件についての報告です。



阿蘇市光ネットワーク施設（西湯浦）